

掛川市規則第 27 号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 25 年 6 月 28 日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

（1枚目）

年度  
国民健康保険税 納税通知書

国民健康保険税額を下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

様

納税義務者			
生年月日		性別	

世帯番号			
通知番号			
記号番号			

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

年間保険税額	円
--------	---

備考	
----	--

※特別徴収（年金天引き）の方

年4月、6月及び8月は、仮徴収税額として 年2月分と同額を徴収します。

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
① 基準総所得金額 (円)			
② 固定資産税相当額 (円)			
③ 被保険者数 (人)			
④ 所得割額 (円)			
⑤ 資産割額 (円)			
⑥ 均等割額 (円)			
⑦ 平等割額 (円)			
⑧ 均等割軽減額 (円)			
⑨ 平等割軽減額 (円)			
⑩ 限度超過額 (円)			
⑪ 算定額 (円)			
⑫ 月割増減額 (円)			
⑬ 年税額 (円)			
(内退職分) (円)			
年税額 (円)		減免額	

月	特別徴収額 (円)	期別	普通徴収額 (円)	普通徴収額の納期限
4月				
5月				
6月				
7月				
8月		第1期分		
9月		第2期分		
10月		第3期分		
11月		第4期分		
12月		第5期分		
1月		第6期分		
2月		第7期分		
3月		第8期分		
計		計		
合計				

氏名	加入月数			軽減基準所得金額	基準総所得金額	固定資産税相当額
	一般	退職	介護			

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率 (%)			
資産割率 (%)			
均等割額 (円)			
平等割額 (円)			

（注）裏面には、国民健康保険税の納付方法、納付場所、税率、計算方法等を記載する。

(2枚目)

年度 個人別賦課明細

納税義務者		備考
世帯番号		
通知番号		
識別番号		

年間保険税額	円
減免額	円

氏名	所得割額 (円)	資産割額 (円)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	均等割軽減額 (円)	平等割軽減額 (円)	加入 月数	限度超過額 (円)	調整額 (円)	年税額 (円)

(注) 裏面には、課税の根拠となった法律及び条例の規定、課税の方法、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示等を記載する。

(3枚目)

静岡県掛川市

納入済通知書

						合計金額	円	
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分		
納期限		期別		通知番号				
取扱期限								

延滞金	□□,□□□□,□□□□ 円	督促手数料	□□□□□□ 円	総合計	円
納付者氏名				領収日付印	
コンビニ用	(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。				
(掛川市/コンビニ本部控)					

□ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証 (掛川市)

期別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
取扱期限	

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

領収証書 (掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
取扱期限	



(納付者控)

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

様式第5号を次のように改める。

通知書番号  
 納税者コード  
 国保番号  
 口座情報  
 金融機関名  
 種別  
 口座名義人

口座番号

年度 国民健康保険税決定（変更）通知書

次のとおり決定（変更）したので、通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

		変更前			変更後		
		基礎分（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付分	基礎分（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付分
決定の 明細	基準総所得金額 <small>（非自発的失業時所得金額）</small>	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	固定資産税額						
	所得割額 A						
	資産割額 B						
	均等割額 C						
	平等割額 D						
	計 イ						
	軽減額 ロ						
	限度超過額 ハ						
	算出税額（イ-ロ-ハ） ニ						
	減免額 ホ						
	決定税額（ニ-ホ）	①	②	③	④	⑤	⑥
合計税額	①+②+③			④+⑤+⑥			
				(④+⑤+⑥)-(①+②+③)			

	期別	変更前税額	変更後税額	増減額	納付済額
普通徴収	第1期				
	第2期				
	第3期				
	第4期				
	第5期				
	第6期				
	第7期				
	第8期				
	第9期				
	第10期				
特別徴収	4月				
	6月				
	8月				
	10月				
	12月				
	2月				
	計				

決定（変更）の理由

※納付済額は、現在です。  
 それ以後に納入された場合は、下記まで御連絡ください。  
 問い合わせ先：掛川市役所 課 係  
 電話番号：

裏面をお読みください。

（注）裏面には、課税の根拠となった法律及び条例の規定、課税の方法、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示等を記載する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。